

かみふらの 農業委員会だより

令和6年1月25日 第13号
発行；上富良野町農業委員会

新年を迎えて

上富良野町農業委員会
会長 井村 昭次



令和6年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

この度の石川県能登半島地震により被災された皆様並びにそのご家族の皆様には心からお見舞い申し上げます。一日も早く、心穏やかな日常が取り戻せるよう、心よりお祈り申し上げます。

さて、町内の農業生産においては、6月から7月にかけて過去に経験のないような高温、干ばつに遭い、8月以降においては継続的な降雨が続き、収穫作業や秋まき小麦の播種作業に影響を受け、ご苦労されたことと思います。又、収穫量にも大きくその影響を受け減収となり伴って品質低下を与儀なくされました。昨今は肥料高騰に始まり、生産資材等が急激に値上がりをし、農業経営を圧迫している状況ですが、今後落ち着くのを願うばかりです。水田では畑地化が進む中において、今後地域内での農地の流動化、集積において危惧しているところです。

昨年7月には、農業委員会委員の改選が行われ、新任6名、再任7名の13名となりました。町議会の同意をいただき、新たな体制でスタートしたところです。

この度、委員皆様の推薦を賜り、会長職を務めさせていただくこととなり、もとより器では御座いませんが農地等の利用の最適化の推進に向けて誠心誠意職務を遂行していく所存でありますので、今後とも皆様のお力添えを宜しくお願いいたします。

今、農業を取り巻く情勢は大変厳しい状況になっておりますが、皆様におかれましては更なる上富良野町の農業が発展されることを願いながら、今後も農業委員会として農地等の利用の最適化に取り組んで参ります。

又、今以上に地域の皆様とも連携を図りながら、農用地利用改善事業実施組合との連携を密にし、担い手への農用地利用の集積、集約化等の推進に努めて参りますので、皆様のご協力をお願いいたします。

最後になりますが、今年1年間の皆様のご健勝とご活躍、秋の豊穡をご祈念いたしまして、新年を迎えてのご挨拶とさせていただきます。

発行日/毎週金曜日 購読料/月額700円



おもな内容は

- 1頁…新年のご挨拶
- 2頁…農業委員のご紹介、農地所有適格法人の報告書
- 3頁…農地パトロール、農業者年金
- 4頁…農地転用の申請許可

農業委員のご紹介



⑬ 井村昭次
会長

農業委員会委員の任期満了に伴い、令和5年7月20日に13人の新しい農業委員が上富良野町長から任命されました。任期は令和8年7月19日までの3年間です。

「農業委員」は、農業委員会等に関する法律により、市町村に設置が義務付けられている行政委員会で、農地法等に基づく許認可事務のほかに、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積と集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進のために活動しています。

※議席番号、氏名、役職、担当地区等を記載しています。



⑫ 佐藤良二
会長職務代理
草分地区



① 長谷川岩夫
東中第1・第2地区



② 春名正義
江幌・静修地区



③ 荒 仁
流動化委員長
里仁地区



④ 荻子弘記
島津・江花地区



⑤ 對馬 徹
農政副委員長
JA 推薦



⑥ 前田 満
中立委員



⑦ 沼沢春美
流動化副委員長



⑧ 向山 直
富原地区



⑨ 菊地信幸
日清・旭野地区



⑩ 内田 透
農政委員長
日の出・西日の出地区



⑪ 谷口弘道
東中第3・東部地区

農地所有適格法人の報告書の提出を

農地を買ったり、借りたりすることができる法人を農地所有適格法人と言います。

また、農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた法人のことを※1 解除条件付法人と言います。

※1 農地を適正に利用していない場合に賃借を解除する条件を付して農地法第3条第1項の許可を得た者

農地所有適格法人、解除条件付法人いずれにも該当する法人は、毎事業年度の終了後3か月以内に、農業委員会へ報告書を提出することが義務付けられていますので、お忘れのないようお願いします。

（農地法第6条、第6条の2）

提出先→農業委員会事務局 ① 農地所有適格法人報告書

② 定款、組合員名簿、株主名簿の写しなど

報告をしなかった場合や虚偽の報告をした場合には、30万円以下の過料が科せられる場合がありますので、ご注意ください。（農地法第68条）

農地パトロールを行いました

10月11日に町長と副町長も同行し、農地パトロールを行いました。

農業委員会では、農地の利用状況を確認するため、毎年、巡回し遊休農地の実態把握、発生防止、解消指導とともに、違反転用の早期発見などを目的に行っています。

また、適正に管理されていないと判断した農地については、利用意向調査書を発行します。対象となった農地の今後の管理方法について回答いただきますので、通知を受け取られた方は調査にご協力願います。

(※利用意向調査の対象となる農地…農地法第32条)

◆農地所有者の皆さんにお願い

雑草が繁茂している遊休農地は、病虫害の発生を助長し、周囲の農地に悪影響を及ぼす恐れがあります。

また、ごみの不法投棄、火災発生の原因など生活環境への悪影響も考えられますので、農地所有者の方は、耕作や草刈り等の適切な管理にご協力をお願いします。



農業者年金で安心して豊かな老後を

●農業者年金には、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

※1 国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）への加入が必要です

※2 国民年金基金（旧みどり年金含む）及び個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できませんのでご注意ください

**年間60日以上
農業に従事**

**国民年金第1号
被保険者**

国民年金保険料納付免除者除く

65歳未満

60歳以上は、国民年金の
任意加入被保険者

●農業者年金の3つのメリット

メリット①→女性に優しい

農地の権利名義は要りません。奥様も単独で加入できます。

農業者の老後の生活収入は、国民年金プラス農業者年金が基本です。

家族経営協定の締結で、奥様も政策支援（国庫補助）に加入できます。

メリット②→若年層には手厚い政策支援

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、39歳までに加入、所得が900万円以下、認定農業者で青色申告者等の要件を満たせば政策支援（国庫補助）を受けられます。

メリット③→税制面で大きな優遇

支払った保険料は、同一生計の家族分を含めた全額が社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果を得られます。

年金を受け取る時には、公的年金による所得として公的年金等控除を受けることができます。

●農業者年金のご相談は、最寄りの農業委員会、JA、農業者年金基金までお問い合わせください。

農地を農地以外に利用する(農地転用)には事前に農地法等の許可が必要です

◆農地を農地以外に利用する農地転用とは？

農地に農家住宅や倉庫・格納庫・牛舎などの農業用施設を建設する、農地から火山灰、砂利を採取するなど、農地を農地以外の用途に使うことを農地転用と呼び、実施前に農業委員会の許可が必要になります。

◆農地を転用できない場合もある？

農地法では「農家住宅」「牛舎・格納庫等の農業用施設」以外に転用することはできません。農地区分や目的により、農地転用が許可されないことがあります。

◆どんな手続きが必要？

農地転用は、農地法※1（農業委員会）と農振法※2（農業振興課）の2つの法律が関わっており、それぞれに手続きをして許可を受ける必要があります。

※1 農地法第4条…土地所有者自らが農地を農地以外に転用する場合

※1 農地法第5条…農地の権利に関し移転・設定を伴い、農地を農地以外に転用する場合

※2 農振法とは「農業振興地域の整備に関する法律」のことをいう。

農業振興地域の農用地区域は転用禁止であり、農地転用を行うには農用地区域の変更が必要となります。

◆申請から許可までの期間は？

農地転用の許可は、農業委員会総会での審議や、申請内容によっては北海道農業会議への意見聴取が必要な場合があります。

転用予定地が農振法※2（農業振興課）の農用地区域に含まれている場合は、用地変更や除外などの手続きが必要となります。

これらの手続き等には数か月もかかる場合がありますので、お早めにご相談ください。



◆許可を受けずに転用した、または許可どおりに転用しないようになる？

無断で農地転用したり、事業計画どおりに転用していないことが判明した場合は、農地法に違反することになりますので、工事の中止や原状回復等を命令する場合があります。（農地法第51条）

また、次の罰則の適用があります。

- ・個人の場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（農地法第64条）
- ・法人の場合、1億円以下の罰金（農地法第67条）

◆転用面積の制限はある？

転用面積は目的に必要な面積しか転用はできません。また、4haを超える農地は農林水産大臣の許可権者となります。2a（200㎡）未満の自家用の農業用施設の場合には、農地の転用の制限の例外である農地法施行規則第29条第1号の規定があり、農業委員会による許可は不要となり、農業委員会への届出が必要となります。（※農振法の農用地区域の変更も必要となります）